



平成 20 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス  
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男  
(コード番号：9945 東証第一部)  
問合せ先 経営管理室長 一 條 眞 理  
( TEL : 092-452-3678 )

## フランチャイズ契約解約に係る取締役会決議に関するお知らせ

現在、当社グループは「食」に携わる企業集団として、持ち帰り弁当の分野を中心に事業を行っており、その中で当社は、「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンのマスターフランチャイザーである(株)ほっかほっか亭総本部と、東日本地区及び九州・山口地区におけるエリア・フランチャイズ契約（地区本部契約または地域本部契約）を締結し、「ほっかほっか亭」というブランド(商標)を使用して、東日本地区及び九州・山口地区において、持ち帰り弁当事業を展開しております。

しかしながら、当社は、(株)ほっかほっか亭総本部と当社間における現在の状況等を慎重に検討した結果、マスターフランチャイザーである(株)ほっかほっか亭総本部との間で既に信頼関係が破壊されており、これ以上「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンに踏みとどまる場合には当社に甚大な損害が生じる可能性があるばかりか、加盟店をはじめとする店舗の安定的な営業がおびやかされ、引いては、お客様へのよりよいサービス提供に支障が生じるおそれも考えられるため、(株)ほっかほっか亭総本部から誠意ある対応が見られない限りは同社との間のすべてのエリア・フランチャイズ契約を解約せざるを得ないとの結論に至りました。

従いまして、当社は本日の取締役会におきまして、今後の方針を下記のとおり決議しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 今回の取締役会決議に至った理由

平成 18 年に(株)ハークスレイが(株)ほっかほっか亭総本部の筆頭株主となって以降、(株)ほっかほっか亭総本部は従来の経営姿勢から大きく方向を転じて、各地区本部が権限を有して自由な創意工夫のもとに発展させてきた「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンについて自らが定める手法を取り入れるよう再三にわたって要求を行うようになってまいりました。また、当社は、平成 19 年 5 月 28 日、(株)ほっかほっか亭総本部より、何ら合理的理由がないにもかかわらず、静岡地区における地区本部契約更新拒絶の通知を受け、続いて平成 19 年 11 月 28 日には、新たに 5 地区（埼玉・群馬・福島・宮城・山形）の地区本部契約の更新を拒絶する旨の通知書を受領しました。また、現在東京地方裁判所において係属中である損害賠償請求訴訟（以下「損害賠償請求訴訟」といいます。）において、(株)ほっかほっか亭総本部より和解に関する意見が数回提出されておりますが、その内容は、要は当社の従来のビジネスモデルを変更するよう求めるものであり、従来のような当社の自由な創意工夫を制限するものであって、当社にとって受け容れられない内容であることは客観的に明らかでした。これらの事実等に鑑み、当社としましては、(株)ほっかほっか亭総本部はあくまでも従来のような当社の自由な創意工夫を制限することに固執しており、フランチャイズ組織の一員として(株)ほっかほっか亭総本部と従来維持してきたような関係の継続を望むことはできない状況にあるものと判断せざるを得ませんでした。そのような経営環境にあつて、(株)ほっかほっか亭総本部との関係継続に固執する場合には当社として多大な損失が生じる可能性があり、また、当社として自らの営業に関し独自の判断を行えないような状況においては株主の皆様に対して責任を持った経営を行うことは不可能であると判断しております。そこで、現状において、当社にとって最善の利益を追求し、かつ、店舗の安定的な経営を維持するためには、「ほっかほっか亭」の商標にこだわるのではなく、新たなブランドを創設せざるを得ないと考えるものであります。

2. 取締役会にて決議された方針

平成20年2月5日までの間に損害賠償請求訴訟における(株)ほっかほっか亭総本部との和解交渉に有意義な進展が見られない場合には、原則として、当社は(株)ほっかほっか亭総本部に対し、同社との間で締結している「ほっかほっか亭」地域本部・地区本部契約の全てについて通知到達の3ヶ月以後に解約する旨の解約通知を行う方向で対応することを代表取締役社長に一任すること、及び、解約通知を行う場合の具体的な手続その他の点について代表取締役社長に一任すること。

3. 今後の予定及び見通し

当社は本日の取締役会決議内容を踏まえ、本日付で東京地方裁判所に対し、(株)ほっかほっか亭総本部の和解意見に対する回答書を提出する予定であり、これに対し(株)ほっかほっか亭総本部から20日以内に建設的な内容の回答が得られない場合は、上記2. に従い解約通知書を発送することとなります。

なお、本件が当社グループの業績に与える影響につき、現段階で確度の高い予測を行うことは困難です。従いまして、業績に与える影響に関しましては、今後事態の進展に応じ、適宜公表させていただく予定であります。

以上